

令和 6 年度文楽を中心とした古典芸能振興事業企画運営業務委託仕様書

1 案件名称

令和 6 年度文楽を中心とした古典芸能振興事業企画運営業務委託

2 目的

文楽を中心とした古典芸能振興事業企画運営業務は、国の重要無形文化財であり、ユネスコ無形文化遺産である人形浄瑠璃文楽（以下、「文楽」という。）をその他の古典芸能とともに、大阪市民等が気軽に親しめる機会を提供すること、また、大阪・関西万博を契機とする海外からの来訪者等へ広く発信することで、文楽への関心の拡大、ひいては文楽の振興と発展につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約期間は契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

4 履行場所

文楽を中心とした古典芸能振興事業実行委員会（以下、「発注者」という。）の指定する場所、並びに受注者が選定する場所。ただし、受注者が選定する場所については、発注者と協議すること。

5 業務の概要

文楽やその他古典芸能に関する公演等を履行期間終了までの間に開催するとともに、国立文楽劇場での文楽鑑賞への興味を喚起する情報を発信する業務を次の（１）から（７）のとおり実施する。

（１）文楽公演関係業務

2025 大阪・関西万博を見据え、海外からの来訪者にも関心を持ってもらえる工夫のある内容（演出案含む）で企画立案し、制作すること。公演実施にあたっては、日本語の字幕に加え、英語字幕を制作すること。また、広報についても、海外からの来訪者向けの情報発信等を実施すること。

なお、本公演については目的達成のため、海外からの来訪者も購入できるチケット販売システムを取り入れること。

会場及び開催日程等については次のとおりとする。

<中之島文楽>

会 場：大阪中央公会堂大集会室

開催日：令和 6 年 10 月 25 日（金）、26 日（土）

開催時間：原則 11:00～20:30 の間で各日 1 回 120 分程度

そ の 他：多言語化については、イヤホンガイドや紹介冊子（WEB も可）等の提案も可とし、海外からの来訪者も楽しめるよう工夫すること。

公演終了後、記録を目的とした本公演のダイジェスト映像（5～10 分程度）を作成すること。

※国立文楽劇場や協賛企業のブース出展がある場合は、ブース出展にかかる机等の備品について手配すること。

※本公演に合わせて、(6)の取材等を実施すること。当該取材にかかる費用等については受託者の負担とする。

(2) 文楽の魅力発信のための出張型文楽公演業務

海外からの来訪者を含む観光客等に向けて、文楽を広く周知することを目的に、文楽の魅力が伝わる演目の上演等を企画立案し、制作すること。また、日本語と英語を必須とする多言語開催とする。

無料での開催を想定しているが、事業者の提案による会場が入場料等の必要な会場の場合については参加者の負担とすることができる。

会場及び開催日程等については次のとおりとする。

①会 場：大阪歴史博物館・NHK 大阪放送局 1 階アトリウム

開 催 日：令和 6 年 9 月 28 日（土）または 29 日（日）のいずれか

開催時間：開館時間内の実施とする。

公演回数：1 日 2 回程度（1 回につき 30～60 分程度）

②会 場：事業者の提案による会場（大阪市内）

※提案による会場については、海外からの来訪者を含む観光客等が行きかうイベントスペース等とし、天候に左右されない場所を選定すること。会場の提案にあたっては、会場の料金や利用規約等を確認し、実現可能なものとする。

例：時空の広場（梅田）、ガレリアコート（なんば）、クリスタ長堀（心斎橋）等

開 催 日：候補日より 1 日以上

（候補日：8 月 17 日（土）または 18 日（日）、9 月 28 日（土）または 29 日（日）のうち①で実施しない日、12 月 22 日（日））

開催時間：11:00～20:00 の間

公演回数：1 日 2 公演程度以上（1 回につき 30～60 分程度）

そ の 他：提案会場については、ターゲットや公演内容、会場選定理由等についても、具体的に提案を盛り込むこと。本公演を実施にあたっては、文楽公演にふさわしい舞台セットを準備すること。

(3) 文楽普及のための体験型講座業務

会場を訪れる海外からの来訪者を含む観光客等を主なターゲットとし、解説や体験を通して文楽を知ってもらえるような公演等を企画立案し、制作すること。また、日本語と英語を必須とする多言語開催とする。

無料での開催を想定しているが、事業者の提案による会場が入場料等の必要な会場の場合については参加者の負担とすることができる。

会場及び開催日程等については次のとおりとする。

①＜文楽の三業（太夫、三味線、人形）について、解説や体験、実演を実施する公演＞

会 場：大阪くらしの今昔館

開催日時：令和6年12月21日（土）※開館時間内の実施

公演回数：1日2回程度（1回につき45～60分程度）

その他：会場の雰囲気を活かした舞台の設えとすること。

②＜文楽の音（太夫・三味線）を中心に、解説や体験、実演を実施する公演＞

会場：事業者の提案による会場（大阪市内）

※提案による会場については、天候に左右されない場所を選定すること。会場の提案にあたっては、会場の料金や利用規約等を確認し、実現可能なものとする。

開催日時：候補日より2日以上

（候補日：8月26日～30日の間または10月1日～18日の間）

公演回数：1日2回程度（1回につき30～60分程度）

その他：出演者が実演等を行える簡易な舞台セットを準備すること。

（4）文楽普及のためのこども向けプログラム業務

文楽に触れたことのないこども達（未就学児から小学生まで）が、三業（太夫、三味線、人形）の解説などを通して、文楽の魅力を体感し、楽しめる内容とすること。

会場及び開催日程等については次のとおりとする。

＜こども本の森公演（仮）＞

会場：こども本の森中之島

開催日時：令和6年11月30日（土）10:00～17:00の間

公演回数：1日2回（1回につき30～45分程度）

（5）文楽の魅力にかかると情報発信関係業務

動画配信サービスやSNS、Web、雑誌等を通じて、幅広い層に国立文楽劇場での文楽鑑賞への興味を喚起する情報や文楽の魅力等を発信する内容で企画立案し、制作・発信すること。媒体は複数展開し、掲載内容は同一とせず、互いに誘導するなど展開を広げること。特にWebについては、本事業における公演等の集客も意識し、効果的な時期に継続した情報発信に努めること。

周知する方法など、事業者提案とするが、詳細については契約締結後に発注者と十分に内容を協議すること。

時期：契約締結日以降速やかに

内容：①～③については、必ず実施すること。

①公式ホームページの開設

サーバー及びドメインについては受託者で準備すること。当該ドメイン及びホームページデータ一式（フォルダ構成を含む）については、本事業終了後、無償で発注者に譲渡すること。譲渡にあたって費用が発生する場合は、受託者が負担すること。また、公式ホームページについては、海外からアクセスできるようにし、英語表記のページも作成すること。

②フリーペーパー等の作成

文楽になじみのない層をターゲットに企画・制作すること。内容については、発

注者と十分に協議を行うこと。

③ SNSによる情報発信

1以上のSNSによる情報発信を行うこと。使用するアカウントについては、受託者が管理・運営すること。アカウントの管理については、契約締結後に発注者と協議すること。

本事業において、記録や制作した動画や画像等については、発注者にデータで提出すること。

(6) 文楽の魅力にかかると情報発信業務（海外向け発信）

本情報発信にあたっては、(1)の現地取材や人形浄瑠璃文楽座芸員への取材を実施し、訪日インバウンドをメインターゲットに、人形浄瑠璃文楽を海外向けに紹介する情報発信を行うこと。また、本業務においては、既存の媒体・プラットフォーム等でターゲットに対して影響力の実績等があるもので、概ね1年程度の掲載や発信が望めるものを活用することとする。

時期：契約締結日以降速やかに

内容：媒体等としては、日本政府観光局（JNTO）デジタルマーケティング各種支援メニュー（有償）の「JAPAN Monthly Web Magazine」記事広告（基本言語（5言語）：英語／簡体字／韓国語／繁体字（台湾向け）／繁体字（香港向け））、追加言語2言語以上）を想定しているが、他の媒体等を提案する場合は、当該媒体等の実績や影響力等の客観的根拠を提案書において提示すること。また、媒体等の言語は3言語以上で、英語及びフランス語、スペイン語を基本想定としているが、英語以外の言語については、提案により他の言語での作成も可能とする。

また、当該コンテンツの契約期間等が本事業の履行期間を超える場合は、当該権利を発注者に譲渡すること。ただし、履行期間を超えた期間における追加費用が発生しないことを、譲渡前に、受託者は当該コンテンツの相手方に確認し合意を得ること。(1)の現地取材の内容及び情報発信内容については、事前に十分に発注者と協議すること。

<参考> 日本政府観光局（JNTO）デジタルマーケティングの活用支援

デジタルマーケティングの活用支援 | JNTO（日本政府観光局）

なお、想定している「ジャパン・マンスリー・ウェブマガジン（JAPAN Monthly Web Magazine）記事広告」については、一般価格での申込みとなる。

提案後等に当該メニューに大幅な変更があった場合、発注者と十分に協議し、代替策を決定するものとする。

(7) 集客等促進用グッズ製作業務

(2)及び(3)にかかると周知・集客、また英語版アンケート回答促進用のグッズ等を提案し、製作すること。製作したグッズの使用方法については、発注者と十分に協議すること。

時期：契約締結日以降速やかに

想定価格：1つあたり500円程度

数量：500個程度

想定例：オリジナル手ぬぐい等

6 災害時の対応

公演当日に大阪市内に「暴風警報」又は大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合や、交通機関の計画運休が発表された場合は、速やかに発注者と公演の延期・中止等の協議を行うこと。

感染症や地震その他災害発生時等には、発注者の指示に従い、必要に応じて公演の延期・中止等の措置を行うこと。なお、延期・中止等に伴う費用の負担は、業務委託契約書に基づくものとする。

7 業務内容

(1) 企画・実施業務

ア 公演内容にかかる企画立案、制作に関すること。

※契約締結後における出演者や会場等の都合による日程や公演回数の変更は可とするが、変更にあたっては発注者と協議し事前に承諾を得るものとする。

イ 出演交渉、出演契約に関すること。

ウ 出演者(団体)にかかるプロフィール、写真等の収集に関すること。

エ 出演者との連絡調整に関すること。

オ 公演に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること。

カ 集客等促進用グッズの製作等に関すること。

(2) 運営業務

ア 公演の問合せ対応に関すること。

イ 受付案内に関すること。

ウ 公演の進行管理(司会等含む)に関すること。

エ プログラム等配布物の配布に関すること。

(3) 会場関係

ア 会場の確保および会場使用にかかる契約、料金支払いに関すること。

イ 舞台及び客席等の設営・撤去に関すること。

ウ 音響・照明に関すること。

エ 会場配置図の作成に関すること。

オ その他会場に関すること。

(4) 広報業務

ア ポスター・チラシの作成および配付に関すること。

※来場促進及び事業認知度向上のための広報を行うこと。効果的な配布先及び配布方法のひとつとして受注者は、区役所 24 箇所、図書館 24 箇所及び Osaka Metro 専用掲示板 14 箇所への広報物の配架及び掲示(各所チラシ 30 部、ポスター 1 部まで)、大阪市役所本庁舎へのポスター掲示等の協力を発注者との協議により得ることが可能である。

イ プログラム等配布物の作成に関すること。

ウ 本事業に関するホームページの開設・運営すること。

エ 集客に資する広報宣伝・広告媒体制作・広告掲載に関すること。

オ 集客に資する時機でのプレスリリース・制作発表記者会見に関すること。

(5) 情報発信業務

- ア 情報発信にかかる企画立案、制作に関する事。
- イ 情報発信や記事作成に関する事。
(企画、取材・出演交渉、連絡調整、契約、資料収集、写真等の収集等含む。)
- ウ 情報発信や記事作成に必要な機材、備品、物品等の調達に関する事。
- エ 情報発信にかかる契約、料金支払いに関する事。

(6) チケット販売

- ア プレイガイド等との契約及び精算に関する事。
- イ チケット販売数の管理に関する事。

(7) 管理運営

- ア 参加者の事故、実施会場や備品等の破損に対応できる損害保険の加入に関する事。
- イ 公演の記録(実施内容がわかる写真又は映像)に関する事。
- ウ 著作権使用料に関する事。
- エ 会場の警備・安全確保に関する事。

(8) 進捗管理

- ア 実施状況、広報に関する状況、観客動員数等の報告に関する事。
- イ 広報物及び配布物等の印刷物の提出に関する事。
- ウ 発注者との連絡調整に関する事。

(9) アンケート

- ア アンケートの実施(印刷、配布、回収)及び集計に関する事。
※アンケートの実施については多言語(日本語及び英語)で実施する事。
設問の内容及び英語版のアンケートについては、契約締結後、発注者と協議し内容を決定する事。また、5の(7)で作成するグッズ等を活用し、英語版のアンケートを100件程度回収する事を目標とする。

(10) その他

- ア 翻訳や通訳に関する事。
- イ その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関する事。
- ウ 監修にかかる有識者の選定に関する事。

8 業務実施条件

(1) 出演者

文楽技芸員については、国の重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者の団体である「人形浄瑠璃文楽座」の構成員を中心に確保する事。
提案書に記載の出演者が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、承諾を得る事。

(2) 入場料金

参加者より入場料金を徴収する場合、その収入は、本事業に充当すること。

入場料金は、3,000 円（税込）以下とする。事業の内容により、これによりがたい場合は、発注者と別途協議するものとする。

（３）会場および定員

（大阪市中央公会堂）

実際の使用の有無に関わらず「大阪市中央公会堂予約一覧」掲載の部屋・時間帯については、全額使用料（減免あり）を、大阪市中央公会堂が定める期日までに、委託料から受注者が支払うこと。使用できる部屋と時間帯は「大阪市中央公会堂予約一覧」のとおり。

各公演の定員については、発注者と協議の上、開催内容に応じた効果的な定員を設定すること。ただし、定員の設定にあたっては、大阪市中央公会堂が定める利用のご案内やガイドライン等に沿うものとする。

（大阪歴史博物館・NHK 大阪放送局 1 階アトリウム）

本事業５の（２）-①における当該会場の使用料は発生しない。なお、事前準備や撤収時間については、契約締結後、発注者と協議の上、会場の状況を考慮し、最終調整を行うものとする。各回の定員については、当該施設運営者及び発注者と協議の上、設定すること。

実施にあたっては、当該施設運営者が定める施設運営マニュアルやガイドライン等に沿うものとする。

（大阪くらしの今昔館）

本事業５の（３）-①における当該会場の使用料は発生しない。なお、事前準備や撤収時間については、契約締結後、発注者と協議の上、会場の状況を考慮し、最終調整を行うものとする。各回の定員については、当該施設運営者及び発注者と協議の上、設定すること。

実施にあたっては、当該施設運営者が定める施設運営マニュアルやガイドライン等に沿うものとする。

（こども本の森中之島）

本事業５の（４）文楽普及のためのこども向けプログラムにおける当該会場の使用料は発生しない。なお、事前準備や撤収時間については、契約締結後、発注者と協議の上、会場の状況を考慮し、最終調整を行うものとする。各回の定員については、当該施設運営者及び発注者と協議の上、設定すること。

実施にあたっては、当該施設運営者が定める施設運営マニュアルやガイドライン等に沿うものとする。

（事業者提案による会場）

契約締結後速やかに、本事業５の（２）②及び（３）②の開催日について、発注者と（公財）文楽協会にて日程を確定し、発注者に報告の上、提案施設の規約等に基づいた利用申込等を行い、当該開催にかかる利用料等のすべてについて、委託料から受託者が支払うこと。

（共通）

実施にあたっては、文楽技芸員等出演者の控室や動線等についても考慮すること。

文楽技芸員にかかる必要な控室の広さ等については、(公財)文楽協会等と調整すること。

会場での控室の用意が難しい場合は、代替手段(国立文楽劇場からの移動等)を手配すること。

(4) 実施スケジュール

事業者の提案による。また、2に掲げる目的を達成するための業務として、国立文楽劇場での文楽公演スケジュールを踏まえた時期に発信するなど、効果的なスケジュールで遂行すること。

(5) 有識者による監修等

記事や展示物、公演プログラム等の作成に際して、古典芸能などの有識者による監修を受けること。また、文楽技芸員を記事の対象とする場合については、国の重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者の団体である「人形浄瑠璃文楽座」の構成員を中心に確保すること。

また、こども向けプログラムの実施に当たっては、人材育成・ワークショップなどの有識者による監修を受けること。

具体的な有識者については、提案に盛り込むことは可能であるが、実施にあたっては、契約締結後、発注者と協議し決定すること。

(6) その他

参加者(入場者)数目標

本事業に参加、入場、見学等をした市民等の人数の目標は、のべ約 17,500 人以上とするが、5の(6)の影響人数は含まないものとする。5の(6)の目標影響人数は、概ね 10 万人以上とする。

9 事業報告書

業務完了時は、業務完了通知書とともに業務報告書(A4判)を1部提出すること。

※業務報告書は、実施日時・場所・参加者数・出演者・演目をはじめとした実施概要、収支計算書、当日配布資料、公演の記録(実施内容がわかる写真又は映像)、アンケート集計結果を含めて作成すること。データの形式は発注者と協議すること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 公演の企画・実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。